

利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、店舗名 BRITISH GOLF LAB（以下「本クラブ」といいます）のご利用に際し、会員の皆さまに遵守いただく事項を定めるものです。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1条（運営・管理）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪・変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続を含む）は、SHINGITAI 株式会社が行います。

第2条（入会資格）

本クラブに入会できる方は、以下の条件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方とします。

- 医師から運動を禁じられていない方
- 刺青・タトゥー等を有する方、暴力団構成員、クラブ運営に支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適當と認める方は入会できません
- 入会後にこれらの事由が判明した場合、退会していただきます

第3条（入会手続）

入会希望者は所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得た上で、定める会費・入会諸費用を支払うものとします。必要に応じて医師の健康証明書の提出を求める場合があります。

未成年者が入会する場合、本人および保護者の連名で申込みを行うものとし、保護者は本人と連帯して本規約に基づく責任を負います。

第4条（法人プラン契約）

1. 法人プランとは、法人その他の団体（以下「法人契約者」といいます）が本クラブとの間で契約し、法人契約者が指定する役員または従業員等（以下「法人利用者」といいます）に本クラブの利用資格を付与するプランをいいます。
2. 法人契約者は、法人利用者の選定、在籍状況その他契約上必要な事項について、正確な情報を本クラブに提供するものとします。法人利用者は、本規約および本クラブの諸規則を遵守し、施設利用については自ら責任を負うものとします。
3. 法人契約者は、法人利用者の利用料金その他法人契約に基づく支払義務を負います。ただし、法人契約者と法人利用者との間で別途定めがある場合は、その定めによるものとします。
4. 法人契約者は、法人利用者の追加、変更、利用停止その他の手続を、本クラブが指定する方法（所定の申請フォーム、メール等）により行うものとします。口頭での連絡は、手続として取り扱わない場合があります。

5. 法人利用者が法人契約者を退職、退任その他の理由により離籍した場合、法人契約者は、判明後速やかに、遅くとも利用終了日までに、本クラブへ当該法人利用者の氏名、利用終了日その他本クラブが指定する事項を連絡するものとします。法人利用者の利用資格は、原則として退職日その他法人契約者が届け出た利用終了日をもって終了し、以後の施設利用はできません。
6. 前項の連絡は、法人契約者の契約担当者または法人利用者本人が、本クラブ所定の方法で行うものとします。法人契約者から利用終了の連絡がない場合、当該法人利用者の利用資格および法人契約者の費用負担が継続することがあります。
7. 退職等により法人プランの利用資格を失った者が引き続き本クラブの利用を希望する場合は、別途、本クラブ所定の個人会員への変更または新規入会手続を行うものとします。

第 5 条（入会金）

会員は、本クラブの定める入会金を所定の方法で支払うものとします。入会金は入会契約締結および履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第 6 条（会員資格の停止・除名）

1. 会費・諸費用を 3 ヶ月以上滞納したとき
2. 施設・機材を故意に毀損したとき
3. 本規約その他本クラブの規則に違反したとき
4. 本クラブの名誉・信用を毀損、または秩序を乱したとき
5. 入会書類に虚偽の記載があったとき
6. 会員として品位を損なう非行があったとき
7. 伝染病等、他人に感染させるおそれのある疾病に罹患したとき
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき
9. その他、本クラブが会員として不適当と認めたとき

※除名の場合も、除名前の会費・諸費用は全て納入していただきます。

第 7 条（会費の支払い）

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払うものとします。会費等の種類・金額・支払期限・支払方法は本クラブが定めます。

※会員資格を有する限り、施設を利用しない場合でも月会費の支払い義務は発生します。

第 8 条（休会）

1. 会員は、各月 10 日（休館日の場合は翌営業日）までに所定の休会届を提出することで、翌月から休会できます。10 日を過ぎた場合は翌々月からの扱いとなります。

2. 休会期間は1～6 ヶ月とし、休会費は本クラブの定める金額とします。延長を希望する場合は、休会最終月の10日までに再度届出が必要です。

第9条（会員種別の変更）

会員は、各月10日（休館日の場合は翌営業日）までに所定の変更届を提出することで、翌月から会員種別を変更できます。10日を過ぎた場合は翌々月からの扱いとなります。

第10条（退会）

会員は、各月10日（休館日の場合は翌営業日）までに所定の退会届を提出することで、その月末をもって退会できます。電話等の口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は翌月末での退会扱いとなります。

※退会届が受領されるまでは会費支払義務が発生します。

第11条（定休日・休業）

本クラブは、別紙に定める日を定休日および季節休業とします。また、施設補修・整備等により休業する場合があります。原則として2週間前までに館内掲示しますが、緊急の場合は事前告知なく休業することがあります。

第12条（臨時休業・閉鎖）

本クラブは、台風・異常気象・災害・事故、施設の改造・補修工事、法令改廃・行政指導・社会情勢・経済状況の著しい変化、施設の使用権限の消滅その他閉鎖または臨時休業が必要と認められる事由により、施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することがあります。

第13条（免責・禁止行為）

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調しながら施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、施設利用中の盗難・怪我・事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り責任を負いません。会員同士のトラブルも同様とします。
3. 会員は、技量を超えた行為・危険行為を行ってはならず、本クラブの承諾なく対価を得て指導行為を行うことはできません。

第14条（規約・費用の改定）

本クラブは、社会情勢・経済状況の変動等を参考に、本規約および諸費用を改定することがあります。改定の際は、改定日の1ヶ月以上前に館内掲示および当社ホームページで告知します。

第15条（施行日）

本規約は2026年5月1日より施行します。